

別紙

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 21 条の 5 の 24 第 1 項の規定により、次のとおり指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者の指定を  
 取消した。

令和 4 年 3 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	取消しを行 う年月日	サービスの種類
ミライ・オ株式会社 代表取締役 後藤 正樹	ミライオ藤沢 駅前教室	神奈川県藤沢 市鵜沼橋 1 丁 目 5 号平本藤 沢ビル 2 F	令和 4 年 3 月 31 日	指定児童発達支援 放課後等デイサービ ス
ミライ・オ株式会社 代表取締役 後藤 正樹	ミライオ茅ヶ 崎駅前教室	神奈川県茅ヶ 崎市共恵 1 丁 目 7 番 1 号伊 澤ビル 2 F	令和 4 年 3 月 31 日	指定児童発達支援 放課後等デイサービ ス
ミライ・オ株式会社 代表取締役 後藤 正樹	ミライオ PLUS 茅ヶ崎	神奈川県茅ヶ 崎市幸町 21 番 3 号ユニマッ ト茅ヶ崎駅前 ビル 3 F	令和 4 年 3 月 31 日	放課後等デイサービ ス
ミライ・オ株式会社 代表取締役 後藤 正樹	ミライオ K I D' S 茅ヶ崎	神奈川県茅ヶ 崎市共恵 1 丁 目 5 番 11 号ラ イオンズプラ ザ湘南茅ヶ崎 101	令和 4 年 3 月 31 日	指定児童発達支援

※詳細については、神奈川県ホームページに記者発表資料を掲載しております。

【掲載場所】

○神奈川県ホームページ

⇒県の広報

⇒記者発表資料 県政記者クラブ 2022 年度の一覧

⇒2022 年 3 月 28 日（月曜日）

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/prs/r0342598.html>